

●香川県告示第112号

香川県認定職業訓練助成事業費補助金（訓練生県内定着費）交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県認定職業訓練助成事業費補助金（訓練生県内定着費）交付規程の一部を改正する規程
香川県認定職業訓練助成事業費補助金（訓練生県内定着費）交付規程（平成29年香川県告示第205号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（申請の手続）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定により申請を行うに当たっては、当該補助金に係る仕入れに 係る別に定める消費税等相当額（以下単に「消費税等相当額」という。） がある場合には、これを補助金の額から減額して申請しなければならない。 ただし、当該申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当 額が明らかでないときは、この限りでない。</p>	<p>（申請の手続）</p> <p>第3条 略</p>
<p>（実績報告書）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 第3条第2項ただし書の規定の適用を受けた補助事業者は、前項の規定 により実績報告を行う場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費 税等相当額が明らかになったときは、これを補助金の額から減額して報告 しなければならない。</p>	<p>（実績報告書）</p> <p>第7条 略</p>
<p>（消費税等相当額の報告等）</p> <p>第8条 第3条第2項ただし書の規定の適用を受けた補助事業者は、前条第 1項の規定により実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税の 申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したとき は、その金額（同条第2項の規定により減額した補助事業者については、 その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額 報告書（第4号様式）により、速やかに、知事に報告するとともに、補助 金を受領した後においては、知事の指定する期日までにこれを返還しなけ ればならない。</p>	

第3号様式（第7条関係）

略

第4号様式（第8条関係）

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年　月　日

香川県知事　殿

中小企業事業主団体等の所在地

中小企業事業主団体等の名称

事業主又は代表者の氏名

印

年度認定職業訓練助成事業費補助金（訓練生県内定着費）に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したので、下記のとおり報告します。

記

1 既に減額した仕入れに係る消費税等相当額

円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

円

3 補助金返還相当額（2 - 1）

円

(注) 1 参考となる資料を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第3号様式（第7条関係）

略

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行し、改正後の香川県認定職業訓練助成事業費補助金（訓練生県内定着費）交付規程の規定は、平成31年度分の補助金から適用する。